



2026年3月17日

各 位

本社所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号
会社名 ヒューリック株式会社
代表者 代表取締役社長 前田 隆也
プライム市場 (コード番号: 3003)
問合せ先 執行役員 広報・IR 部長 成瀬 麻弓
兼サステナビリティ部長
電話番号 03-5623-8102

株式給付信託 (J-ESOP-RS) の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP-RS)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、新・中長期経営計画を2026年2月3日に公表し、2036年の目指す姿「不動産事業を核として、多様な価値創造をおこない、『変革・進化・成長』を続ける企業グループ」の実現に向け取り組んでおります。

当社は既に、取締役(非業務執行取締役を除く)及び執行役員(以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。)を対象に、業績連動型株式報酬制度を2016年3月に導入しており、取締役等の報酬と当社の業績及び企業価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としています。

今般、当社の従業員の経営や株価への関心を一層高め、取締役等とともに株主の皆さまと同じ目線に立ち、中長期的な企業価値向上に意欲的に取り組むことを目的として、また、人的資本投資の一環として、本制度を導入することといたしました。

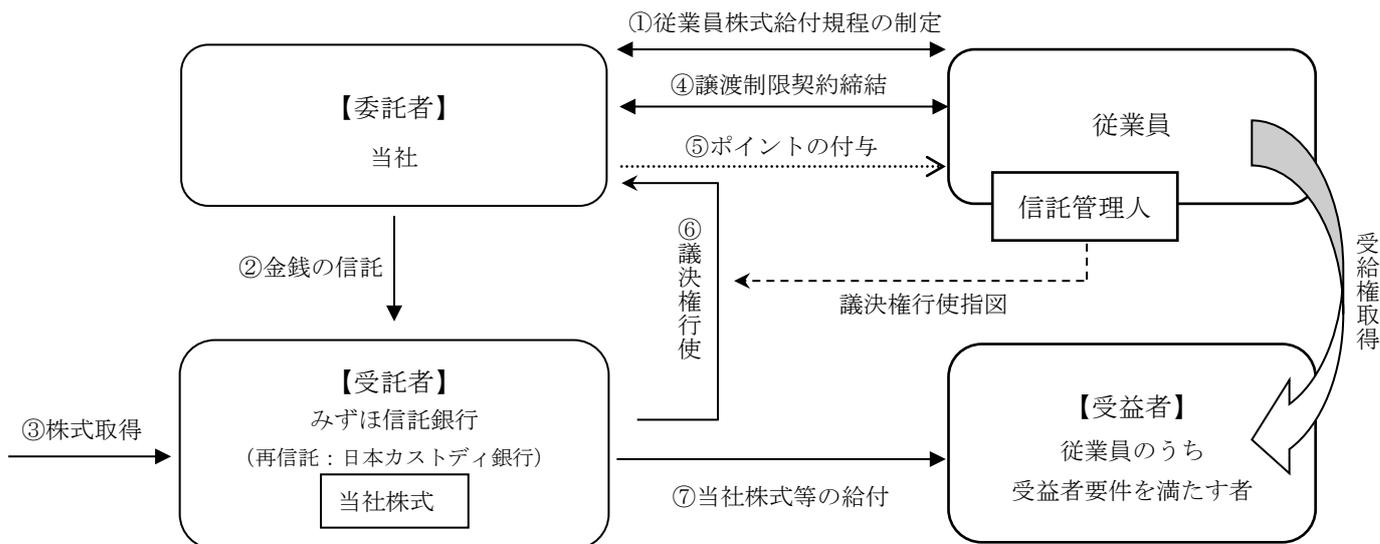
2. 本制度の概要

本制度は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し資格等級等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付を受けるに先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上の意欲的な業務への取り組みに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し従業員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、従業員株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、本信託に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、従業員株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、従業員のうち従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が従業員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退職時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP-RS)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 従業員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 信託契約の締結日 : 2026年3月18日
- (9) 金銭を信託する日 : 2026年3月18日
- (10) 信託の期間 : 2026年3月18日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 791 百万円
- (3) 取得株式数の上限 : 370,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 取引所市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 2026年3月18日から2026年3月27日 (予定) まで

以 上